

県資料

障害者総合支援法等関係事業者説明会資料

平成30年3月20・23日

兵庫県

障害福祉課・障害者支援課

目 次

- | | | |
|---|---------------------------|--------|
| 1 | インターネット請求における留意事項について | P. 1 |
| 2 | 障害者差別解消・虐待防止について | P. 6 |
| 3 | 障害者総合支援法関連の制度改正等について | P. 15 |
| 4 | 報酬改定及び留意事項等（居宅系、GH、相談支援） | P. 56 |
| 5 | 報酬改定及び留意事項等（日中活動系、施設、障害児） | P. 99 |
| 6 | 報酬改定及び留意事項等（就労系） | P. 132 |

障害者総合支援事業所の皆様へ

平成30年5月受付分以降の変更点・留意点について

兵庫県国民健康保険団体連合会

平成30年4月に施行される「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」に基づき、平成30年5月受付分から国保連合会において一次審査を行うこととなりました。

ついては、平成30年5月受付分以降の請求、審査に関する変更点及び制度改正内容等について次のとおりご説明いたします。

なお、機械的に判断がつかないものは従来どおり兵庫県及び各市町で審査を行います。

1 請求時の変更点について

(1) 請求情報入力時の点検機能強化について

・主な内容

ア 簡易入力システムの請求情報入力時の点検が追加されます。

例：【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力】画面の場合

No.	サービス種別	サービス利用日数	給付単位数	単位数	総費用額	1割相当額	利用者負担額	上乗せ負担額	A型減免	特別対照費	上乗せ管理後利用者負担額	決定利用者負担額	請求額	自治体助成分請求額
1	11	1	474	10,000	9,166	916	816	816				916	4,650	

例：【確認】画面

入力した内容が不完全です。
入力作業を一時中断して、情報を保存しますか？

一時保存

キャンセル

エラー表示

種別	内容
エラー	◎請求額集計情報の上限額管理後利用者負担額が入力されてい

イ 入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書の情報を自動作成する機能の対応範囲が拡充されます。

ウ 取込送信システムによる単位数表標準マスタとの突合チェックが追加されます。

突合チェックにおいてエラーが発生した際、エラー内容・対処方法ともに分かりやすいメッセージに見直しを行います。

※ 簡易入力システムによるチェックの結果、誤りがある場合はメッセージが表示され、請求情報の登録ができません。該当箇所を修正入力の上、再度登録をお願いします。

入力については、電子請求受付システムログイン後のマニュアル画面からマニュアルをダウンロードしてご対応ください。(新バージョンのマニュアルは4月下旬アップ予定です)

なお、ご不明な点は本資料4ページのヘルプデスクにご照会ください。

(2) 事業所台帳情報参照機能の追加について

サービス提供事業所側で請求情報に対する警告やエラーの原因を特定しやすくするため、電子請求受付システムの画面上で、国保連合会に登録されている事業所台帳情報を参照できるようになります。

○事業所の基本情報及びサービス情報を参照できる「サービス情報詳細画面」のイメージ↓

サービス情報詳細			
更新日時 9999年99月99日 99時			
事業所番号	0149999999		
事業所名	主たる事業所名称NNNNNNNNNNNNNNNN		
サービス種類	11:居宅介護		
サービス提供単位番号	000	登録市町村番号	010001:市町村名
有効期間	9999年99月99日 ~ 9999年99月99日	状態	-
以下のサービス情報が登録されています。			
サービス基本情報			
異動年月日	20160101	異動区分	新規
訂正年月日	20160201	訂正区分	修正
指定市町村番号	019999:市町村名	みなし指定の有無	無し
地域区分	一級地	事業実施区分	単独
事業開始年月日	2016年01月01日	事業休止年月日	-
事業廃止年月日	-	事業再開年月日	-
処理年月	2016年01月		
基礎該当情報			
登録市町村番号	010001:市町村名	受任委任の有無	有り
登録開始年月日	2016年01月01日	登録終了年月日	2016年12月31日
利用日数特例情報			
届出有無	有り	対象期間1	2016年01月 ~ 2016年03月
NNNNNNNNNN	NNNNNNNN	NNNNNNNNNN	NNNNNNNN
NNNNNNNNNN	NNNNNNNN	NNNNNNNNNN	NNNNNNNN
NNNNNNNNNN	NNNNNNNN	NNNNNNNNNN	NNNNNNNN
NNNNNNNNNN	NNNNNNNN	NNNNNNNNNN	NNNNNNNN
福祉・介護職員処遇改善情報			
加算の有無	有り	特別加算の有無	無し
キャリアパス区分	Ⅲ(定量的要件)	主たる事業所サービス種類1	居宅介護
主たる事業所サービス種類2	-	主たる事業所地域区分	介護サービス包括型
指定更新情報			
指定有効開始年月日	2016年01月01日	指定有効終了年月日	-
指定更新申請中区分	無し	効力停止開始年月日	-
効力停止終了年月日	-		
閉じる			

※ 請求情報送信前に電子請求受付システムにおいて事業所台帳情報をご参照いただき、届出の内容が反映されているか等を確認した上で送信していただけます。

自事業所(代理人の場合は委任事業所すべて)の事業所台帳情報が参照可能となります。

【注意点】

ご確認いただいた時点での事業所台帳情報であり、ご確認後に台帳更新される場合もあります。

2 審査における変更点について

(1) 警告区分の細分化について

国保連合会の一次審査において機械的に判断がつかないものについては、引き続き「警告」として市町での審査の対象となります。また、市町等での審査を効率的に実施するため、返戻割合が高いもの等、市町等において特に確認が必要となる警告は「警告(重度)」として区別されます。「警告(重度)」は「警告」よりも返戻になる確率の高いものです。

例;

- ア 報酬の算定ルール上、市町の個別の判断が必要となるもの
- イ 複数事業所が関係する請求であり、どの請求が正しいか機械的に判断できないもの
- ウ サービス提供実績記録票に不備があり、支払可否を市町で判断するもの
- エ 入院または外泊について、機械的に判断できないケースがあるもの

(2) 県及び市町における審査機能の強化・拡充について

報酬の算定ルール上、市町の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係するため、国保連合会では判断ができないものなどは引き続き、市町で審査を行います。市町での審査において確認が必要なものについて、新たにチェックが追加されます。

No.	チェック追加項目	チェック追加内容
①	基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック	加算によっては算定できないものがあるため、算定可否をチェックします。
②	請求明細書と実績記録票の回数の整合性チェック	基本報酬の回数の整合性、加算の回数が基本報酬の回数以下であることをより厳密にチェックします。
③	同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック	同一受給者が同一日・同一利用時間帯に複数のサービスを利用していないことをチェックします。
④	上限額管理対象外受給者の利用者負担額のチェック	上限額管理対象外の受給者に対して、複数事業所を利用している場合、利用者負担上限月額を超えていないことをチェックします。

エラーチェック項目の追加情報については、今後電子請求受付システムにログイン後の「お知らせ」で通知しますので必ずご確認ください。

3 平成30年度地域区分について

一部の地域区分が変更されます。

地域区分が間違っている場合、全件返戻となります！

下記の地域区分一覧表をご確認いただき、変更が生じている場合は必ず請求ソフトの地域区分の設定変更を行ってください。また、障害者と障害児の事業所の地域区分は異なりますので間違えないようご注意ください。

① 障害福祉サービス事業所(経過措置含む)

市町名	平成30年度以降
芦屋市	3級地
西宮市・宝塚市	4級地
神戸市	4級地
尼崎市	5級地
川西市・三田市	5級地
伊丹市・明石市・猪名川町	6級地
姫路市・加古川市・三木市・高砂市・小野市・加西市・加東市・稲美町・播磨町	7級地

※上記以外の地域は「その他」となります。

② 障害児支援事業所

市町名	平成30年度以降
芦屋市・西宮市・宝塚市	3級地
神戸市	4級地
尼崎市・伊丹市・川西市・三田市	5級地
明石市・猪名川町	6級地
姫路市・加古川市・三木市・赤穂市	7級地

※上記以外の地域は「その他」となります。

4 毎月の運用スケジュールの見直しについて

(1) スケジュールについて

平成30年5月受付分より、「仮審査」を行います。仮審査は、その時点での台帳情報(受給者台帳情報・事業所台帳情報)と請求情報を突合し、事前にエラーがないかチェックを行うものです。毎月7日～8日頃に行う予定ですので、早め(6日頃めど)に請求情報を送信いただきますようご協力をお願いします。

仮審査を行った結果をもとに、全件エラーなど請求情報の差替えが必要な事業所に連絡いたしますので、10日までに差替えをお願いします。

5月仮審査予定	8日
6月仮審査予定	7日
7月仮審査予定	6日

平成30年8月以降のスケジュールに関しては、電子請求受付システムの「お知らせ」で前月末までに通知しますのでご確認よろしくお願いたします。

(2) 請求情報差替えの考え方について

従来、10日までに請求情報を送信できていない場合や、11日以降に請求情報に多数の誤りが判明した場合に、受付期限(10日)を過ぎて請求情報の受付や差替え対応を行うことがありました。

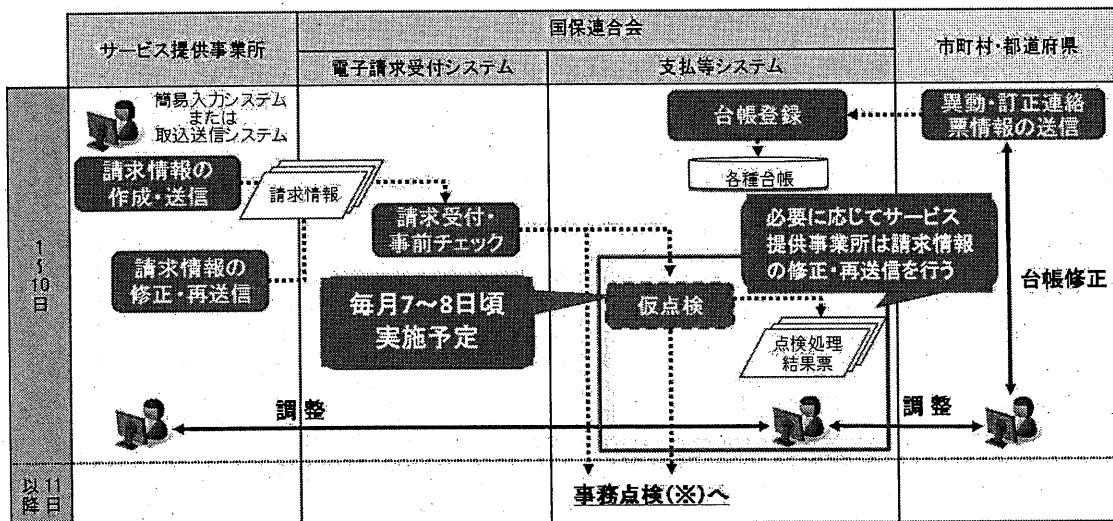
平成30年5月受付分以降、**11日以降の差替えは行いません。**

受付締切日の厳守と請求情報内容の確認をお願いいたします。

【参考】請求情報の取下げについて

10日までに請求情報の取下げを行いたい場合は下記の方法をお願いします。

- ① 電子請求受付システム(簡易入力ではなく、インターネットの方です)にログインする
- ② メインメニューより、画面左上の「照会一覧」をクリックする
- ③ 照会一覧画面が表示されるので、取下げを行いたい請求情報の「詳細」をクリックする
- ④ 請求情報詳細画面が表示されるので、内容を確認し、「取下げ」をクリックする
- ⑤ 送信確認画面が表示されるので、内容を確認し、「送信」をクリックする



※ 新たな審査支払事務では、「一次審査」という。

5 過誤について

既に支払済となった請求情報に対して誤りが判明した場合には過誤処理(実績取消し)が必要です。過誤処理を行うには、該当者の受給者証発行元(市町または県)に過誤申立書を提出してください。

過誤処理(実績取消し)が行われていない状況で再請求を行うと重複エラーとなりますので、市町または県と過誤処理を行う時期を確認のうえ、再請求を行ってください。

なお、過誤処理を行う場合は過誤調整額が当月の支払額から相殺されます。

また、過誤処理のみ行い再請求を行わなかった場合、多数の過誤処理を一度に行った場合等に過誤調整額が当月支払額を超えると、超えた金額を本会にお振り込み(返金)いただくこととなりますので、ご注意ください。

6 今後の連絡について

今後、制度改正やエラーチェック項目の追加情報について連絡する際には電子請求受付システムにログイン後の「お知らせ」に送信いたしますので必ずご確認ください。メールアドレスを登録しておくこと、お知らせに通知が入った際にメールが届きますのでぜひご活用ください。

◆メールアドレス登録方法

電子請求受付システムにログイン→ユーザ情報変更→メールアドレス登録

7 照会先

兵庫県国民健康保険団体連合会

業務管理部 介護福祉課 介護福祉係 障害者総合支援担当

電話 078-332-9406 FAX 078-332-9520

※簡易入力システム・取込送信システムの入力方法についてのお問い合わせは、下記ヘルプデスクへお願い致します。



国保中央会事業所向けヘルプデスク

電話 0570-059-403 FAX 0570-059-433

Hyogo Prefecture

障害者総合支援法等関係事業者説明会

障害者虐待の現状

兵庫県 健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課 障害政策班
主幹（障害者権利擁護担当） 伊賀 大司

守られるべき法律
障害者虐待防止法

01 障害者虐待防止の基本的枠組

法の目的 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
 第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み
 [略] 障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

虐待類型 ①身体的虐待 ②放棄・放任（ネグレクト） ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待

法解釈のポイント
 ①虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務 [虐待防止法第16条]
 → 管理者等が義務を果たさず、「支援が不適切だった」とする内部指導での幕引きや隠蔽を図ったことで職員・元職員等の通報（厚生労働省等へのリークを含む）により虐待が発覚した事例もあり
 ②立入調査等の虚偽答弁に対する罰則 [障害者総合支援法第110条、第111条]
 → 行政の調査に虚偽報告等を行い、障害者総合支援法等違反で送検される事例もあり
 ③虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解 [厚生労働省通知等]
 → 利用者や家族は不満を感じていても自由に言えず、指導の範囲を超えてしまった事例もあり

通報・調査スキーム

1. 養護者による障害者虐待: 虐待発見者（養護者）が市町に通報。市町は家庭等へ事実確認、措置等を行う。

2. 施設従事者等による障害者虐待: 虐待発見者（施設従事者等）が市町に通報。市町は施設等へ調査を行う。施設等は市町に報告を行う。市町は県に報告を行う。県は施設等へ監査権限行使等を行う。

3. 使用者による障害者虐待: 虐待発見者（使用者）が市町に通報。市町は企業等へ調査を行う。企業等は市町に報告を行う。市町は県に報告を行う。県は企業等へ監査権限行使等を行う。県は労働局に報告を行う。労働局は企業等へ監査権限行使等を行う。

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

02 県内の虐待通報・認定件数

傾向のポイント

(1) 法施行から5年が経過したことによる制度定着の効果もあり、**通報件数、虐待認定件数ともにほぼ一定の数字となっている。**
 (全国ベースでもほぼ一定)
 [通報：㉗314件→㉘310件]
 [認定：㉗69件→㉘68件]

(2) 通報等のうち、虐待が認められた割合は**21.9%**（前年度比±0pt）となっている（全国ベースは**33.7%**）。

(3) 養護者による虐待が通報の**59.7%**（前年度比-3.0pt）、認定の**70.6%**（前年度比-4.7pt）を占める。

(4) 虐待を受けた者の障害種別では、**知的障害者が全体の58.1%**を占める。

(5) 29年度も当県内において、身体的虐待事案等がマスコミ報道で大々的に取り上げられる機会も多かった。

〔平成27-28年度虐待通報等及び認定件数（件）カッコ内は全国計〕

	平成27年度		平成28年度	
	通報等件数	認定件数	通報等件数	認定件数
施設従事者等	101 (2,160)	11 (339)	104 (2,115)	17 (401)
養護者	197 (4,450)	52 (1,593)	185 (4,606)	48 (1,538)
使用者	16 (848)	6 (591)	21 (745)	3 (581)
計	314 (7,458)	69 (2,523)	310 (7,466)	68 (2,520)

※県・市に通報があったもので、虐待の疑いありと労働局に報告した件数のみ計上

〔平成28年度虐待種別・被虐待者種別（件）※使用者は労働局が別途集計〕

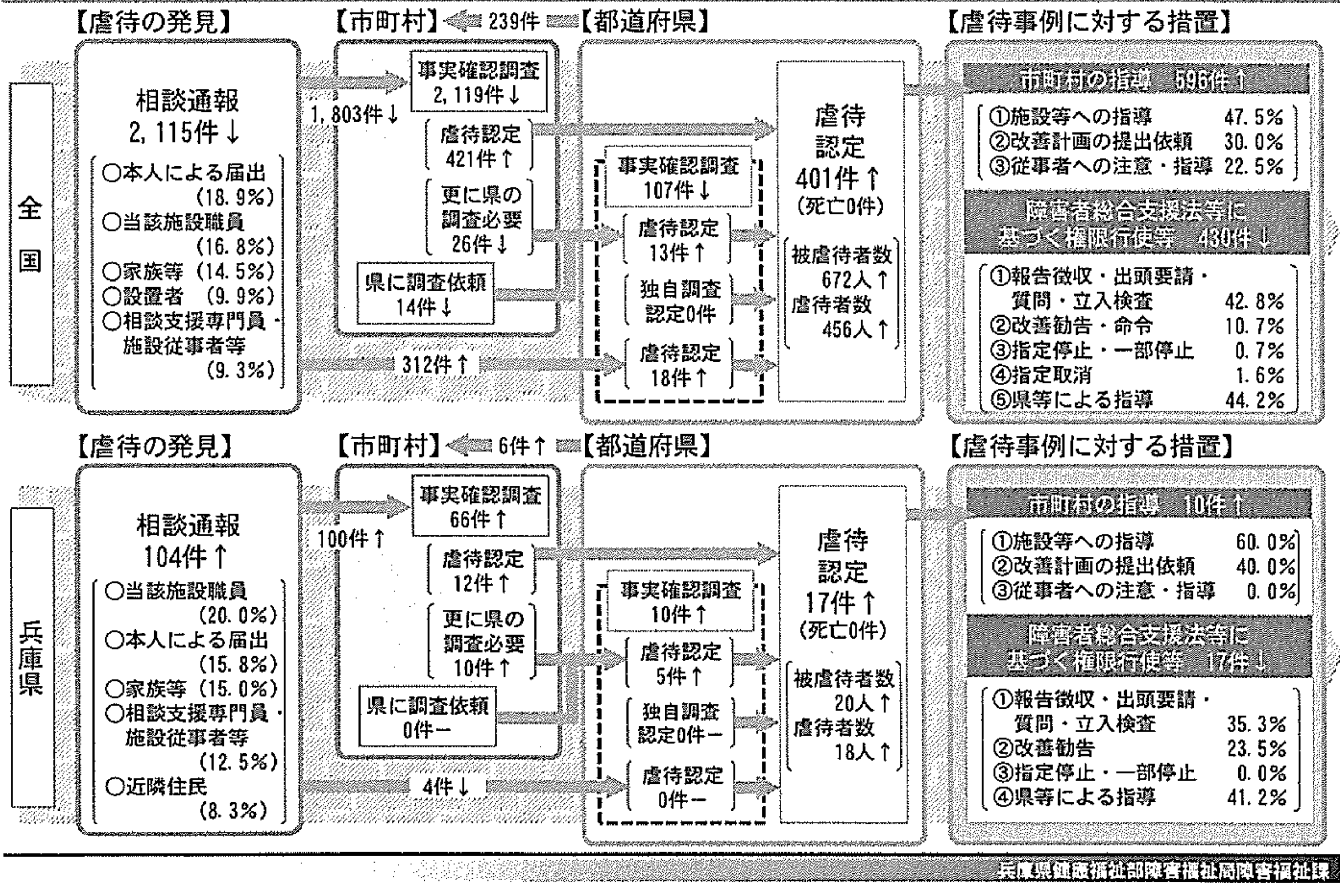
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	計
施設従事者等	11	1	8	0	1	21
養護者	24	4	14	7	14	63
計	35	5	22	7	15	84

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	計
施設従事者等	4	11	2	0	0	17
養護者	17	32	8	0	0	57
計	21	43	10	0	0	74

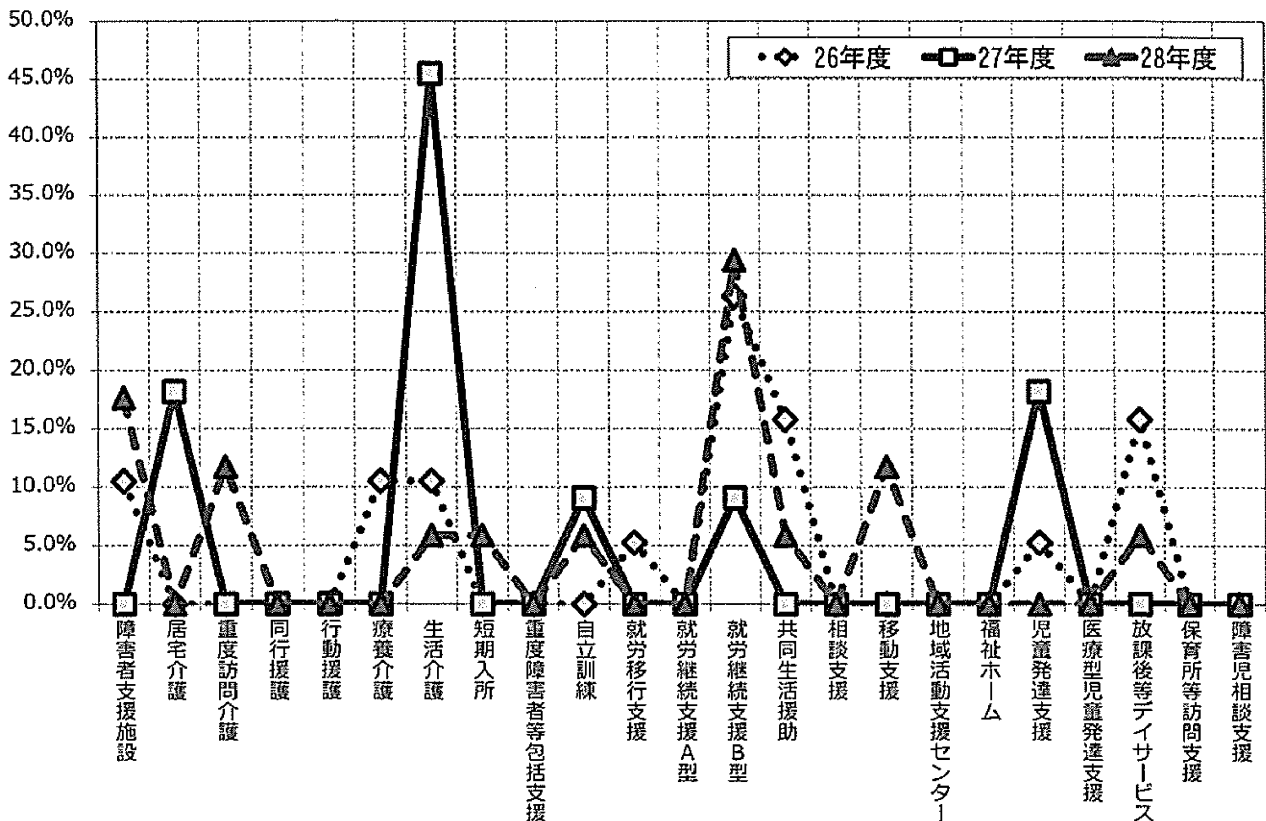
※複数の区分に該当するものがあるため、合計数は一致しない。

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

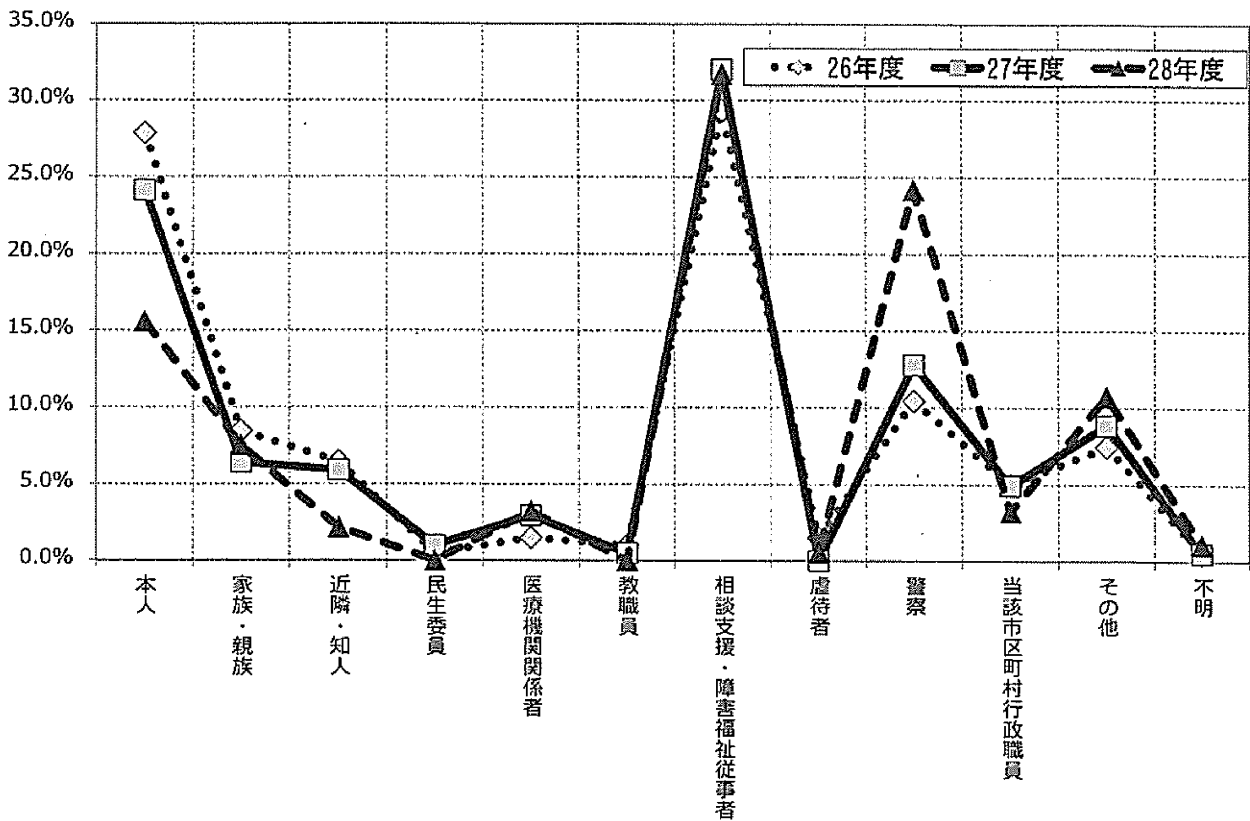
03 施設従事者等による虐待 (28年度)



04 虐待施設分類別構成比 (施設内・兵庫)

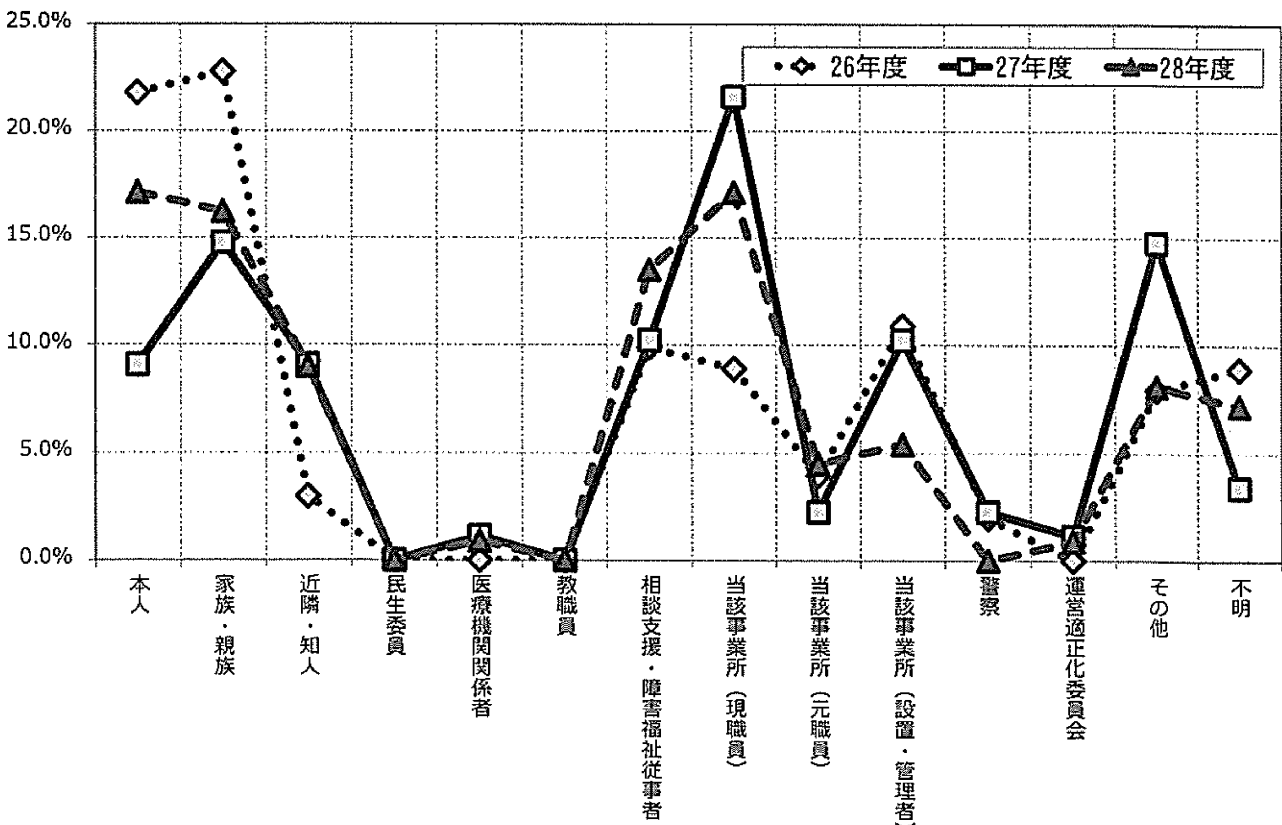


05 通報者分類別構成比（養護者・兵庫）



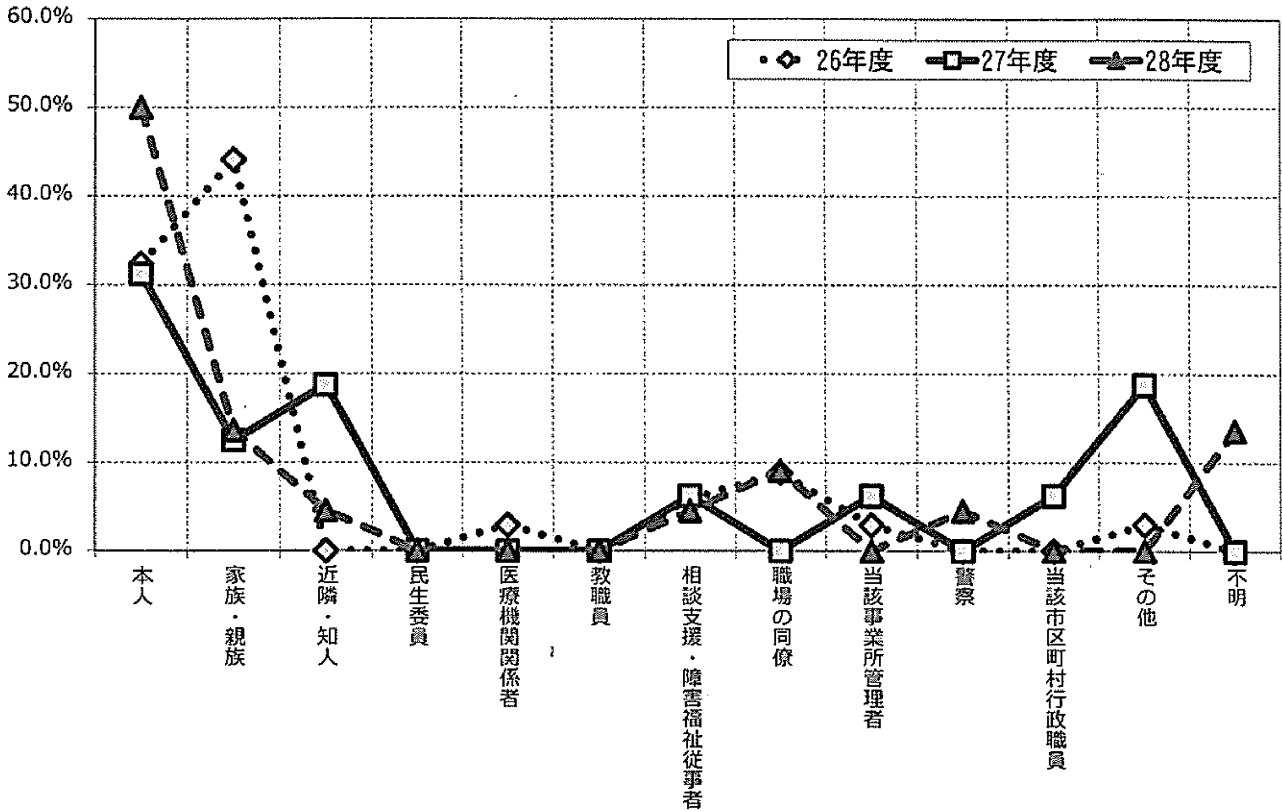
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

06 通報者分類別構成比（施設内・兵庫）



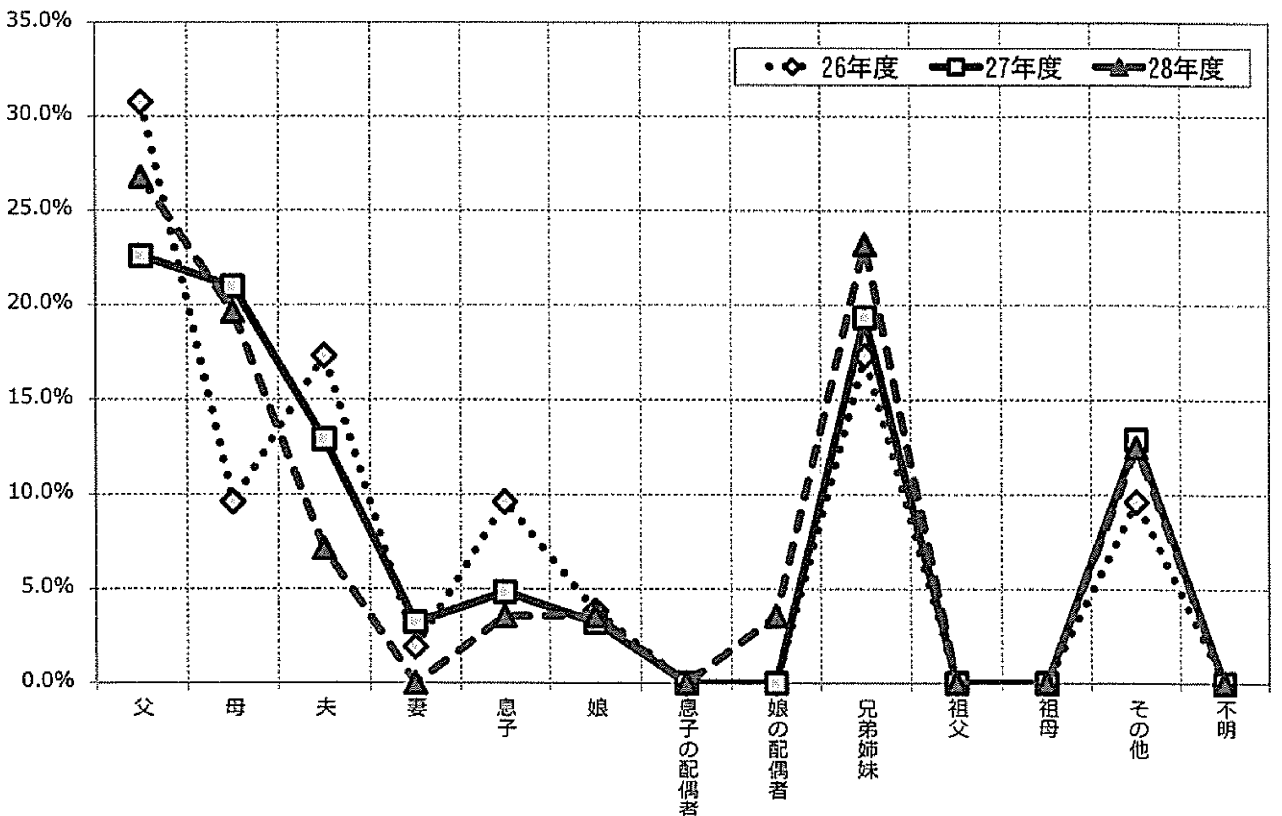
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

07 通報者分類別構成比（使用者・兵庫）



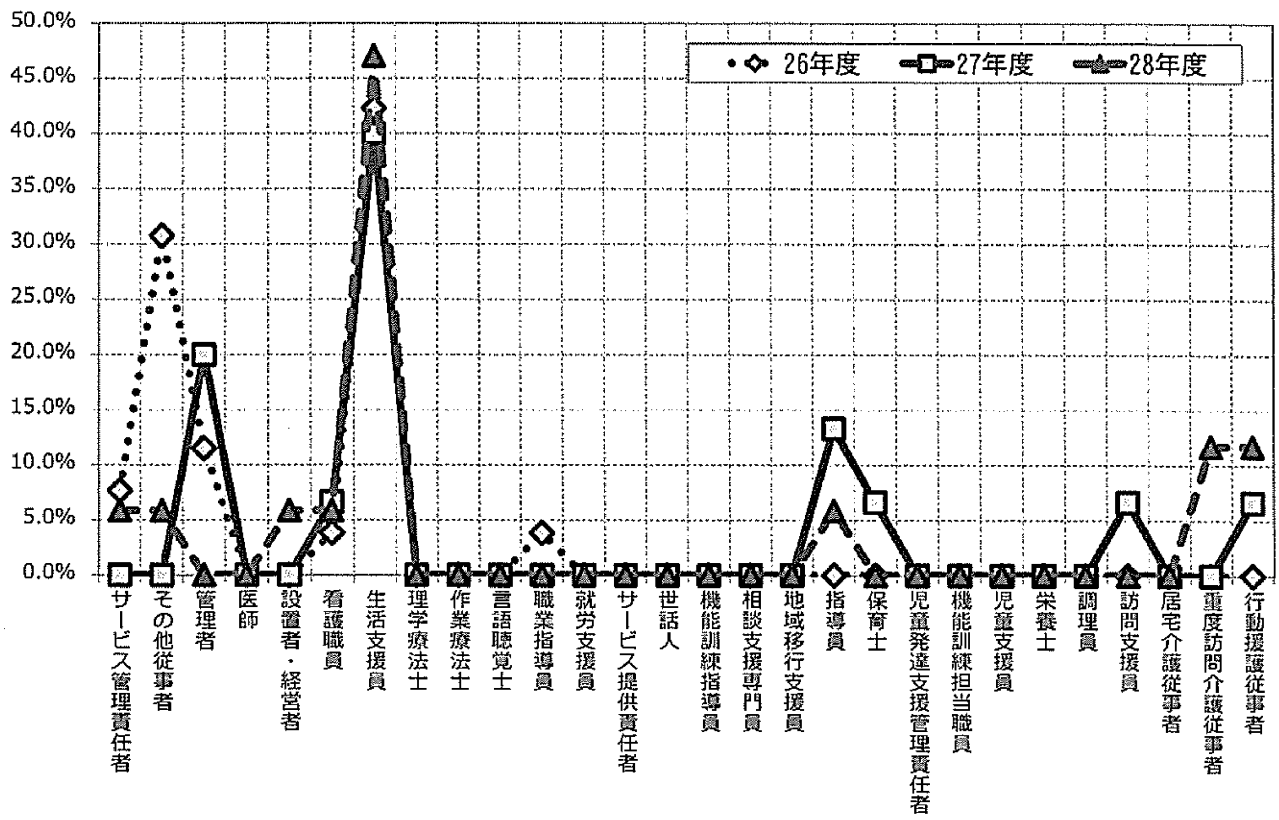
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

08 虐待者分類別構成比（養護者・兵庫）



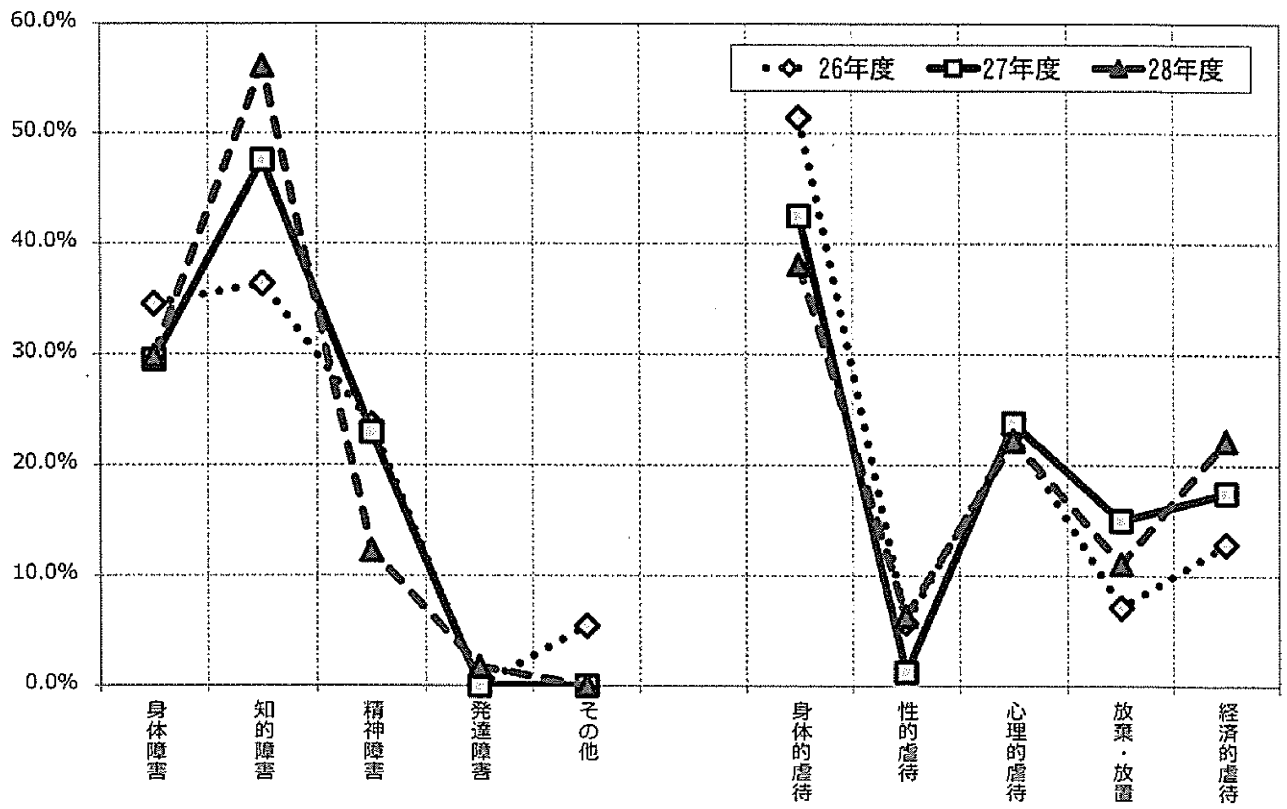
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

09 虐待者分類別構成比 (施設内・兵庫)



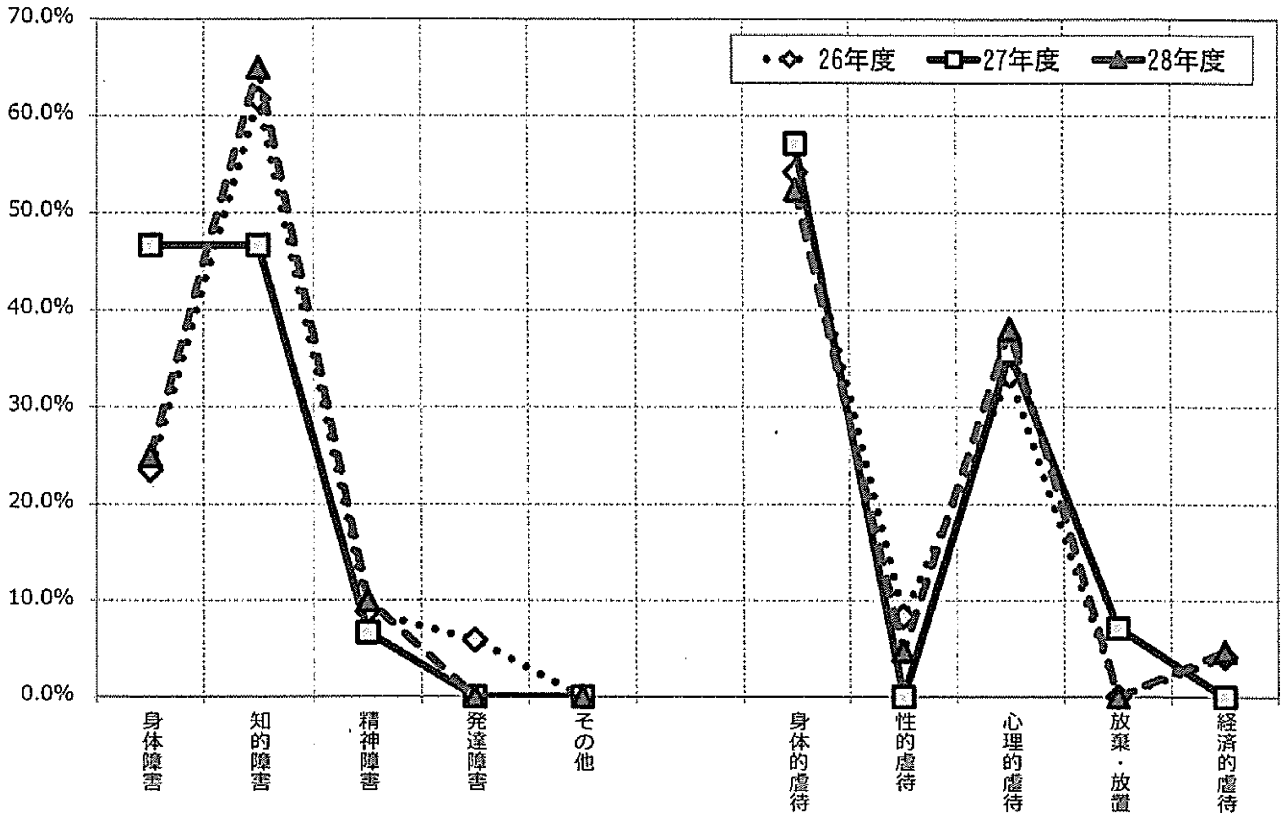
兵庫県福祉部障害福祉局障害福祉課

10 被虐待者分類別構成比 (養護者・兵庫)



兵庫県福祉部障害福祉局障害福祉課

11 被虐待者分類別構成比（施設内・兵庫）



兵庫県福祉部障害福祉局障害福祉課

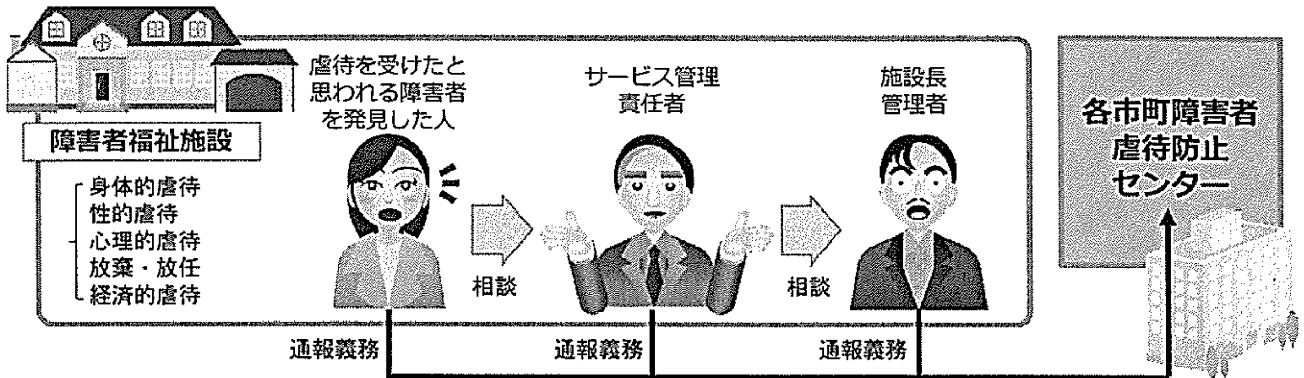
12 通報の徹底と公益通報者保護（1）

障害者虐待防止法

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。



深刻な虐待事案に共通する事項

- 小さな虐待から大きな虐待へとエスカレート
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者・管理者による組織的な虐待の隠蔽
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 過去にも行政から文書指導等

運営法人の理事長による認識不足

虐待が事業運営の大きなリスクたることの認識が希薄

- ①施設・事業所で虐待がないか総点検
- ②虐待が疑われる事案があったら速やかに通報

兵庫県福祉部障害福祉局障害福祉課

13 身体拘束をしない支援の検討

障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準

(身体拘束等の禁止)

第七十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

1. やむを得ず身体拘束をするときの三要件

切迫性	利用者本人又は他の利用者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い
非代替性	身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がない
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的である

2. 組織として慎重に検討・決定し、個別支援計画に記載

どのような理由で、どのような身体拘束を、いつ行うのか（身体拘束を行うことの評価と検証）

3. 本人・家族に対して具体的に説明

本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る（どのような拘束を行うのかをできるだけ具体的に説明）

4. 支援記録の記載と頻回な経過観察

身体拘束を行った時は、支援記録等にその都度記載する（頻回な経過観察 ※例えば、精神保健福祉法では1時間1回）

- ①車椅子やベッド等に縛り付ける ②手指の機能の制限のためにミトン型手袋を付ける ③行動制限のためにつなぎ服を着せる
④利用者を押さえつける ⑤落ち着かせるために向精神薬を過剰服薬させる ⑥鍵のかかった居室等に隔離する

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

14 事例分析① まるで閉鎖病棟の隔離室

ケースの概要

【施設種別】施設入所支援、生活介護 【種別】身体的虐待 【虐待者】施設長ほか

①利用者の各部屋に施錠がされているほか、廊下の入り口やトイレも施錠されており、精神科病院の閉鎖病棟における隔離処遇のような環境に置かれていた。

②隔離・拘束にあたり、入所者の他害行為に対する安全確保のため、家族に説明した上で個別支援計画への記載も行われていたが、家族からの同意書の文言は抽象的で、十分な理解に基づく署名であったのかは疑問が残る状態であった。

③また、排泄等の支援も十分とは言い難く、無理矢理トイレまで連れて行くような行為もあり、支援として不適切な事例も散見された。

④県社会福祉協議会のサービス運営適正化委員会への苦情申し出のほか、厚生労働省への訴えもあった。

ケース分析のポイント

①家族同意と個別支援計画への記載という形式要件を満たせば、自由に身体拘束（隔離を含む）を行って良いものではない。身体拘束は原則禁止であり、精神的苦痛や関節への負担等による身体機能の低下もたらす可能性も指摘されている。

②やむを得ず身体拘束等を行う場合は、様態・時間、利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような一時的な事態のみに限定され、安易な拘束に陥らないよう、慎重に判断することが求められる。

③長年の組織的慣習からか、職員の人権意識が希薄化していた。また、経営規模の拡大・多角化等により責任者による監督機能が低下し、組織ガバナンスが機能していなかった可能性が高い。

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

15 事例分析② 予見できた再発可能性

ケースの概要

【施設種別】施設入所支援、短期入所 【種別】放棄・放任 【虐待者】施設全体

- ①被虐待者であり、強度行動障害を有するA氏（知的障害；等級不明）は短期入所で施設を利用した際、左頬・右腕等複数の箇所にて痣ができていたことに保護者が気づき、施設に相談した。
- ②市が施設を調査し、対応した職員等からの聴き取りを行ったが、時系列を丁寧にたどっても職員による虐待の可能性は低いことが分かった。しかし、暴行を受けたと思われる時間（夜間）はおおよそ絞られ、施設内で何らかの事故に巻き込まれたと考えるしかないことが判明した。
- ③その後、別の利用者であるB氏が短期入所した際、同じく利用者であるD氏から暴行を受けた事件があることが分かった。
- ④今回の事案もD氏による暴行とは断定できないものの、施設の体制不備ということで虐待認定した。

ケース分析のポイント

- ①このケースではA氏に暴行を加えた人物を特定できたわけではない。しかし、過去にもD氏による暴行事件があり、今後も同様の事案が発生する可能性があることを容易に予見できたにも関わらず、夜間宿直時の巡回ローテーションの見直しや仮眠時間の割り振り等、再発防止に向けた具体的な取組を実践してこなかったため、施設による放棄・放任に該当するという判断を行ったものである。
- ②特定の職員による暴行の事実のみが虐待認定の対象となるものではない。事故が再発する可能性を十分に認識していながら何も対応しないということは、施設として利用者に対する安全な環境を構築することを放棄したものと言える。

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

16 事例分析③ 無視された改善指導

ケースの概要

【施設種別】児童発達支援、放課後等デイサービス 【種別】身体的、心理的 【虐待者】施設支援員

- ①昨年度、施設支援員が複数の児童に対し、威圧的・脅迫的発言をしたり、頭を叩いたりするとの通報があり、監査の結果、虐待認定を行った。県の指導を受け、事業所は虐待防止のための改善策を実行すると改善計画書を作成し、「マニュアル作成」「研修実施」「職員間の情報共有」等の具体策をまとめた。
- ②1年後、また虐待が行われているとの通報が入った。市が調査をした結果、虐待が継続して行われていることに加え、昨年度に事業所が提出した改善計画書の内容もほとんど実行されていないことが分かった。
- ③県と市で改めて監査をした結果、マニュアルは作成されていたものの活用されていない様子はなく、研修の受講者もごく少数、ヒヤリハットの書類等も整備されていなかった。
- ④監査に先立ち、代表者は幹部に責任を負わせて退職させるといった弥縫策を実施していたが、事業所全体の体質に関わるものであり、かつ、改善指導を無視した悪質な事案であった。

虐待認定等のポイント

- ①一度改善指導を受け、具体的な改善策を県に提出しながら、結局は指導内容を無視し、事態をそのまま放置していたものである。もともと組織的に虐待が蔓延していたため、再度通報が上がってくるのは当然のことでもあった。
- ②代表者はある幹部に責任を被らせて退職させたが、いわゆる「トカゲの尻尾切り」でしかなく、監査に際して印象が良くなるものでもない。
- ③第三者を含めた虐待防止委員会の設置等、厳しく指導を行った。また、改善状況を経過観察することとし、改善が見られない場合はさらに厳しい処分を行うこととしている。

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課